

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	第13節 避難収容活動体制の整備	修 正 案	第2章 原子力災害事前対策
1 避難計画の作成についての支援及び調整	<p>第13節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) <u>避難等計画の作成支援</u></p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。</p> <p>① PAZ内避難計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をからかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</p> <p>② U P Z内避難計画に係る考え方 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>③共通的な事項に係る考え方 避難先からの更なる避難を遮けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合には、国及び県が中心となつて都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。 なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p>	<p>第13節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) <u>避難等計画の作成支援</u></p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）の作成について以下を踏まえて支援するものとする。</p> <p>① PAZ内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をからかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であつて、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかるか、かつ、避難の実施により健陷新リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではPAZ内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>② U P Z内避難計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるPAZ内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。</p> <p>③共通的な事項に係る考え方 避難先からの更なる避難を遮けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外（U P Z外）とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合には、国及び県が中心となつて都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。 なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>①防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 人口 ロ 地区の連絡責任者 	<p>・文章との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目出しを追加 ・記載の適正化 ・定義を追加 ・記載の適正化 <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.84 反映 <p>・記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.205 反映 ・原子力災害対策指針の反映 <p>・記載位置の変更</p> <p>・意見 No.151 反映</p>
1 避難計画の作成についての支援及び調整	<p>1 避難計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) <u>避難等計画の作成支援</u></p> <p>県は、関係市町に対し、国、関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難等計画（屋内退避及び避難誘導計画）の作成について以下を踏まえて支援するものとする。</p> <p>① PAZ内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をからかじめ作成し、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）ではPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項に規定される、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者であつて、特に支援を要する者）等の避難の実施に通常以上の時間がかかるか、かつ、避難の実施により健陷新リスクが高まらない者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用不適切者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、全面緊急事態（General Emergency）ではPAZ内の住民等の避難が可能な体制を構築するものとする。</p> <p>② U P Z内避難計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるPAZ内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。</p> <p>③共通的な事項に係る考え方 避難先からの更なる避難を遮けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外（U P Z外）とする。なお、個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合には、国及び県が中心となつて都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。 なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>①防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 人口 ロ 地区の連絡責任者 	<p>・文章との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目出しを追加 ・記載の適正化 ・定義を追加 ・記載の適正化 <p>・原子力災害対策指針の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.84 反映 <p>・記載の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.205 反映 ・原子力災害対策指針の反映 <p>・記載位置の変更</p> <p>・意見 No.151 反映</p>	

現 行	修 正 案	備 考
ハ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数） 二 移送をする推定人員 ホ その他必要な事項	ハ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数） イ 避難所・避難場所、集合場所等 ロ 避難経路及び避難方法 ハ その他必要な事項	記載の適正化
2 避難場所等の整備についての助言	(1) 避難所等の整備	記載の適正化
県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に避難やスクーリング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 避難場所の確保に当つては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分分配図する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、避難やスクーリング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。	(1) 避難所等の整備	県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に避難やスクーリング等の場所をその管理者の同意を得て避難所・避難場所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 避難所・避難場所等の確保に当つては、風向等の気象条件により使用できなくなりる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、避難やスクーリング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備の整備に努めるよう助言するものとする。
2 避難場所等の整備についての助言	(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備	記載の適正化
県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に避難やスクーリング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 避難場所の確保に当つては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分分配図する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。 なお、避難やスクーリング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。	(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備	県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に避難やスクーリング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。 避難場所の確保に当つては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。
2 避難場所等の整備についての助言	(3) コンクリート屋内退避体制の整備	記載の適正化
県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。	(3) コンクリート屋内退避体制の整備	県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。
2 避難場所等の整備についての助言	(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結	記載の適正化
県及び関係市町は、必要に応じて大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結	県及び関係市町は、必要に応じて大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
2 避難場所等の整備についての助言	(5) 応急仮設住宅等の整備	記載の適正化
		文章との整合

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現行	修正案	備考
県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に關し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性能に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に關しては、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に關し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性能に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に關しては、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化
(6) 救助に関する施設等の整備	(6) 救助に関する施設等の整備	・救助に關する施設等の整備
県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。	県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。	・救助に關する施設等の整備
(7) 被災者支援の仕組みの整備	(7) 被災者支援の仕組みの整備	・被災者支援の仕組みの整備
県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	・被災者支援の仕組みの整備
(8) 避難場所における設備等の整備	(8) 避難場所における設備等の整備	・簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備を図るものによる災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
県及び関係市町は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備を図るものとする。	県及び関係市町は、避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。	・簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備を図るものによる災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 ・意見 No.145,189 反映
(9) 物資の備蓄に係る整備	(9) 物資の備蓄に係る整備	・意見 No.145,189 反映
県及び関係市町は、避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。	県及び関係市町は、避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として確保した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。	・意見 No.145,189 反映
3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言	3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言	・意見 No.85 反映
(1) 県は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。	(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。	①要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行いうため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員・介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に關する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。 ②要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ溝りなく伝達できるよう、関係市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。 ③避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	修 正 案	備 考
①必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。 ⑤市町村に対し、災害時要保護者避難支援プラン等を整備することを助言するものとする。	④必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。 ⑤市町村に対し、避難行動要支援者の避難支援プラン等を整備することを助言するものとする。	・意見 No.85 反映
(2) 病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時ににおける避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時ににおける医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。 また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。	(2) 病院等医療機関の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時ににおける避難経路、誘導責任者、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時ににおける医療の維持方法等についての避難等計画を作成するものとする。 また、県は、国との協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。	・意見 No.146 反映
(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時ににおける避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。 また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時に必要な資機材の確保、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制についての記載の適正化 また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。	・記載の適正化
4 学校等施設における避難計画の整備についての助言	4 学校等施設における避難計画の整備についての助言	・記載の適正化
学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時ににおける園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難等計画を作成するものとする。 また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時ににおける生徒等の保護者への引渡しに備えるルールをあらかじめ定めるものとする。	学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時ににおける園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。 また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時ににおける生徒等の保護者への引渡しに備えるルールをあらかじめ定めるものとする。	・記載の適正化
5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	・記載の適正化
地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。	地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。	・記載の適正化
6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言	6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言	県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	新旧対照表	修 正 案	備 考
行つた場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。	行つた場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。	行つた場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。	
7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	
県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。	県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。	県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。	
8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	8 警戒区域を設定する場合の計画の策定	
県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。	県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。	県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。	
9 避難所・避難方法等の周知についての助言	9 避難所・避難方法等の周知についての助言	9 避難所・避難方法等の周知についての助言	
県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。	県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。	県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。	・緊急時配布の周知について追加 ・記載の適正化
避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事象及び警戒事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、特定事象及び警戒事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	・意見 No.150 反映
第14節 飲食物の出荷制限、採取制限等	第14節 飲食物の出荷制限、採取制限等	第14節 飲食物の出荷制限、採取制限等	
1 飲食物の採取制限に関する体制整備	1 飲食物の出荷制限、採取制限に関する体制整備	1 飲食物の出荷制限、採取制限に関する体制整備	・記載の適正化
県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の採取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。	県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、採取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。	県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、採取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。	・記載の適正化
2 飲食物の採取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	2 飲食物の出荷制限、採取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	2 飲食物の出荷制限、採取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	・記載の適正化
県は、関係市町に対し、飲食物の採取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。	県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限、採取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。	県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限、採取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。	・記載の適正化
第15節 緊急輸送活動体制の整備	第15節 緊急輸送活動体制の整備	第15節 緊急輸送活動体制の整備	
1 専門家の移送体制の整備	1 専門家の輸送体制の整備	1 専門家の輸送体制の整備	・意見 No.146 反映

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	修 正 案	備 考
県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移設協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。	県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。 2 緊急輸送路の確保体制等の整備	・意見 No.146 反映
(1) 輸送拠点等の把握	(1) 輸送拠点等の把握	
県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からモニタリング、医療等に関する専門家の現地への先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。	県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。	・意見 No.146 反映
(2) 緊急輸送路の確保体制等の整備	(2) 緊急輸送路の確保体制等の整備	
(1) 輸送拠点等の把握	(1) 輸送拠点等の把握	
県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からモニタリング、医療等に関する専門家の現地への先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。	県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	・記載の適正化 ・意見 No.33 反映
(2) 道路交通管理体制の整備等	(2) 道路交通管理体制の整備等	
(3) 広域的な交通管理体制の整備	(3) 広域的な交通管理体制の整備	
県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	・意見 No.33 反映
(4) 運転者のるべき措置についての周知	(4) 運転者のるべき措置についての周知	
県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。	県警察は、警察庁と協力し、緊急時ににおいて道路交通規制が実施された場合の運転者のるべき措置について周知を図るものとする。	
(5) 道路管理の充実	(5) 道路管理の充実	
県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に際する緊急輸送活動を行う緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。	県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に際する緊急輸送活動を行う緊急輸送道路を確保するため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。	
(6) 臨時ヘリポート等	(6) 臨時ヘリポート等	
県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する	県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する	

宮城県地城防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	修 正 案	備 考
とともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図などの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。	<p>(7) 運送事業者等との連携</p> <p>県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 緊急通行車両標章事前届出制度の普及の推進</p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対し緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対する周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>	とともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図などの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	<p>(7) 運送事業者等との連携</p> <p>県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 緊急通行車両標章事前届出制度の普及の推進</p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対し緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対する周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>	とともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図などの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。	<p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) 緊急通行車両標章事前届出制度の普及の推進</p> <p>県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対し緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対する周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p>	とともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図などの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
	<p>第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町等と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町等に対し、救助工作車、救助自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 消火活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から関係市町、原子力事業者等と連携を図ることとともに、所在市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>3 救助・救急機能の強化</p>	<p>・施設周辺に係る消防活動であることを明確化</p> <p>第16節 救助・救急及び消火資機材等の整備</p> <p>1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町等と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町等に対し、救助工作車、救助自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>2 消火活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から関係市町、原子力事業者等と連携を図ることとともに、所在市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>3 救助・救急機能の強化</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	修 正 案
県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。	県は、国と協力し、 <u>被ばく医療体制の構築</u> 、 <u>被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うものとする</u> 。また、 <u>被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする</u> 。
5 広域的な被ばく医療体制の構築	5 広域的な被ばく医療体制の構築
県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。	県は、国と協力し、 <u>被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築する</u> とともに、 <u>地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする</u> 。
6 関係機関との連携	6 関係機関との連携
県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。	県は、 <u>被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする</u> 。
(追加)	7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。	<p>7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>・安定ヨウ素剤に係る 対応を追加</p> <p>・意見 No.138,139 反映</p>
6 関係機関との連携	<p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、<u>原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外で必要とされる地域（以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」とする。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時ににおける安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。</u></p> <p>(1) 事前配布体制の整備</p> <p>①県は、PAZを含む市町等と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後ににおける住民による紛失や一時帰在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>②県及びPAZを含む市町等は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたり、対象となる住民向けに安定ヨウ素剤の予防服用に関する説明会を開催し、医療に係る事項については、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>③県及びPAZを含む市町等は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>なお、説明会に参加できない住民に対しては、別途説明の場を設けるなど、代替措置を併せて講じるものとし、歩行困難である等のやむを得ない事情により説明を受けられない住民に対し、家族等を通じて安定ヨウ素剤を配布するための手</p>

現 行	修 正 案	備 考
	<p>（追加）</p> <p>（2）緊急時における配布体制の整備</p> <p>①県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布手続き、配布及び服用に関与する医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくるものとする。なお、事前配布を希望しない者がいる場合や地域の実情により事前配布に代えて緊急配布の措置を講じる必要があると認められる場合には、これを考慮の上で配布場所等を定めるものとする。</p> <p>おつて、備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに更新を行うものとする。</p> <p>②県は、関係市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>③副作用に係る体制の整備</p> <p>県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>・安定ヨウ素剤に係る対応を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.1, 168 反映 ・意見 No.131 反映

第18節 物資の調達、供給活動

(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立つて初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

第18節 物資の調達、供給活動

(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立つて初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>(2) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 県は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずして食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うこと困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p>	<p>(2) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 県は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずして食料等の物資を調達・輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。 ・記載の適正化</p>	
<p>第 19 節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ることから、庁舎の所在地が避難の立ち退きの衝撃又は指示を受けた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものと進める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>第 19 節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図ることから、庁舎の所在地が避難の立ち退きの衝撃又は指示を受けた場合の退避先の確保を図るものと進める。また、実効性のある業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものと進める。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を行いうるものとする。</p>	<p>・記載の適正化 ・文章との整合</p>
<p>第 20 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑥コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること ⑦災害時要援護者への支援に関すること ⑧緊急時にとるべき行動に関すること</p>	<p>第 20 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に必要な助言を行うものとする。</p> <p>①放射性物質及び放射線の特性に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑥コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること ⑦災害時要援護者への支援に関すること ⑧緊急時にとるべき行動に関すること</p>	<p>・記載の適正化 ・結果の解釈の仕方にについて追加 ・意見 No.86 反映</p>

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	修 正 案	備 考
⑨避難所での運営管理、行動等に関すること	⑨避難所等での運営管理、行動等に関すること	・記載の適正化
(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。	(2) 県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。	
(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、 <u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の災害時要援護者へ十分に配慮する</u> ことにより、地域において <u>要配慮者を支援する体制が整備される</u> とともに、被災時の男女 <u>災害時要援護者を支援する</u> 体制が整備されるよう努めるものとする。	(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、 <u>要配慮者へ十分に配慮する</u> ことにより、地域において <u>要配慮者を支援する</u> 体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。	・意見 No.206 反映 ・意見 No.87 反映
(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した避難所等以外に住民が避難した場合に、 <u>市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡すること</u> の周知について、協力するものとする。	(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した避難所等以外に住民が避難した場合に、 <u>市町村が指定期間内に避難所等以外に住民が避難した場合に、市町村が指定期間内に避難所と連絡先を連絡すること</u> の周知について、協力するものとする。	・意見 No.206 反映 ・意見 No.207 反映
(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	(5) 県は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	
(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	・意見 No.207 反映 ・記載の適正化 ・記載の簡素化
第2章 第1節 防災業務関係者の人材育成	第2章 第1節 防災業務関係者の人材育成	
(1) 他機関の行う研修の活用	(1) 他機関の行う研修の活用	
県は、 <u>原子力防災対策の実施する</u> 等、 <u>防災業務関係者</u> に対し、 <u>関係省庁、指定公共機関等の実施する</u> 原子力防災に關する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。	県は、 <u>国と連携し、<u>応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図る</u>ため、<u>国、指定公共機関等が防災業務関係者</u>に向けた実施する原予力防災に關する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。</u>	・意見 No.207 反映 ・記載の適正化 ・記載の簡素化
(2) 研修の実施	(2) 研修の実施	
県は、 <u>国及び防災業務関係機関と連携して、以下に掲げる事項等に</u> について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、 <u>県は、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</u>	県は、 <u>国及び防災業務関係機関と連携して、以下に掲げる事項等に</u> について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、 <u>研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。</u>	①原子力防災体制及び組織に関すること ②原子力発電所の概要に関すること ③原子力災害とその特性に関すること ④放射線への影響及び放射線防護に関すること ⑤緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること ・放散予測や大気中拡散予測の活用を

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

第2章 原子力災害事前対策

現 行	修 正 案	備 考
<p>⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨放射能緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること ⑩その他緊急時対応に関すること</p>	<p>用に關すること ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨被ばく医療（応急手当を含む）に関すること ⑩その他緊急時対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 	追加
<p>第22節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p> <p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のようないわゆる防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p>	<p>第22節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p> <p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のようないわゆる防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 	
<p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、緊急時医療等に関するべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>	<p>2 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難、緊急時医療等に関するべき防災対策や複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 	

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、実施計画に基づいて必要な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 實践的な訓練の工夫と事後評価</p> <p>(1) 實践的な訓練の工夫</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会及び原子力事業者の協力を受けて作成した複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオの採用、参加者にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせない訓練、地上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上に繋がる実践的なものとなるように工夫することとする。</p> <p>(2) 訓練の事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となつた場合には、実施計画に基づいて必要な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(3) 自衛隊と共同の防災訓練</p> <p>県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>3 實践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 實践的な訓練の実施</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会及び原子力事業者の協力を受けて作成した複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオの採用、参加者にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずにを行う訓練、地上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上に繋がる実践的なものとなるよう工夫することとする。</p> <p>(2) 訓練の事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>	<p>原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置</p> <p>東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けけるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。</p>
<p>第23節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置</p> <p>東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けけるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。</p>	<p>第23節 原子力発電所上空の飛行規制</p> <p>原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。</p> <p>(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置</p> <p>東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けけるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。</p>	50

現 行	修 正 案	備 考
(2) 航空自衛隊の措置 航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。 航空自衛隊が実施する措置（資料2-14-1）参照	(2) 航空自衛隊の措置 航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。 航空自衛隊が実施する措置（資料2-14-1）参照	
第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	第24節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	
核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。	核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行なうことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。 (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。 (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。 (3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するためには必要な体制を整備するものとする。 (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。	核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行なうことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。 (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。 (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。 (3) 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するためには必要な体制を整備するものとする。 (4) 県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。 第25節 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に關する資料の収集・整備等を図るものとする。

・文章との整合
・記載内容の明確化
・記載の適正化
・意見 No.158 反映
・意見 No.158 反映

県は、国、関係市町、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。